

五泉市設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五泉市が発注する工事等の入札に係る設計違算が判明した場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「工事等」とは、市が発注し入札執行する工事及び工事関連業務委託とする。

2 この要綱において、「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛りの適用、数量の誤り、費用の計上漏れ等による設計金額の誤りをいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告または指名通知の後、開札する前に設計違算が判明した場合は、入札の手続きを中止するものとする。

(契約締結前の対応)

第4条 市長は、落札決定後から当該入札に係る契約を締結する前に設計違算が判明した場合は、入札に係る手続き及び落札候補者の決定を取り消すものとする。ただし、落札者の決定に影響が生じず、かつ、設計違算が軽微な場合は入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

(契約締結後の対応)

第5条 市長は入札による契約を締結した後に設計違算が判明した場合は、契約相手方と協議し、契約を解除するものとする。ただし、落札者の決定に影響が生じず、かつ、設計違算が軽微な場合、又は工事等の履行状況等により契約を解除し難い場合は契約を解除しないことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。